

第6章 公共施設の景観整備と公共サインの景観誘導

6 - 1. 公共施設の景観整備	157
1) 基本的な考え方	157
2) 景観整備のすすめ方（手続きの流れ）	157
3) 公共施設の景観配慮事項	159
6 - 2. 景観重要公共施設の整備及び 良好な景観形成に関する事項	162
1) 景観重要公共施設の指定等	162
2) 景観重要公共施設別の整備方針及び 占有許可基準等	163
6 - 3. 公共サインの景観誘導	176
1) 基本的な考え方	176
2) 公共サインの役割と種類	176
3) 公共サインの配慮事項	177

6 - 1. 公共施設の景観整備

1) 基本的な考え方

- ◇道路、海岸、河川、漁港、公園、小中学校や公民館等の公共建築物など多岐にわたる公共の施設は、市民の日常生活に直接関わっています。なお、これらの施設を本章6 - 1では公共施設と定義しています。
- ◇公共施設には、都市の骨格（基盤）を形成すること、地区の特性を活かしコミュニティづくりを先導すること、市民すべてが利用しやすく親しまれる施設であること、災害に強い施設であることなどが求められるとともに、良好な都市景観の形成を進める上でも、行政が先導的な役割を果たすことが重要です。
- ◇そのため、以下のように景観整備が必要な手続きの流れを定め、市だけでなく国・県等の公共施設管理者との連携を強化し、景観整備の一層の充実を図るとともに、良好な都市景観の形成に資する公共施設整備をすすめます。
- ◇また、公共施設の整備にあたっては、『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」平成23年6月 国土交通省 都市・地域整備局』の趣旨に則りすすめます。

2) 景観整備のすすめ方（手続きの流れ）

- ◇良好な都市景観の形成をすすめるにあたっては、個々の土地や建築物が周囲から総体としてどのように眺められるのかを考えることが重要です。つまり、都市景観の形成は、地域の環境全体の中で考えられるもので、景観や環境を享受するだけでなく自らがその維持・保全の主体として都市景観の形成に取り組んでいくことが必要です。
- ◇第3章の景観誘導の基本的な考え方にあるステップ（つかむ、なじませる、工夫する）（P38）や土地利用類型別の景観形成方針と基準を基に、次のとおり計画をすすめ、良好な都市景観の形成をめざします。

（1）構想・事業立案段階

- ◇この段階では、事業概要や規模、立地だけでなく、事業に係る概算金額が具体化していきます。
- ◇ステップ（▲つかむ）に沿って景観形成に関する基本的な考え方を設定し、それに基づき計画をすすめます。
- ◇また、状況に応じて（仮称）調整会議設置の検討や景観アドバイザー制度を活用します。

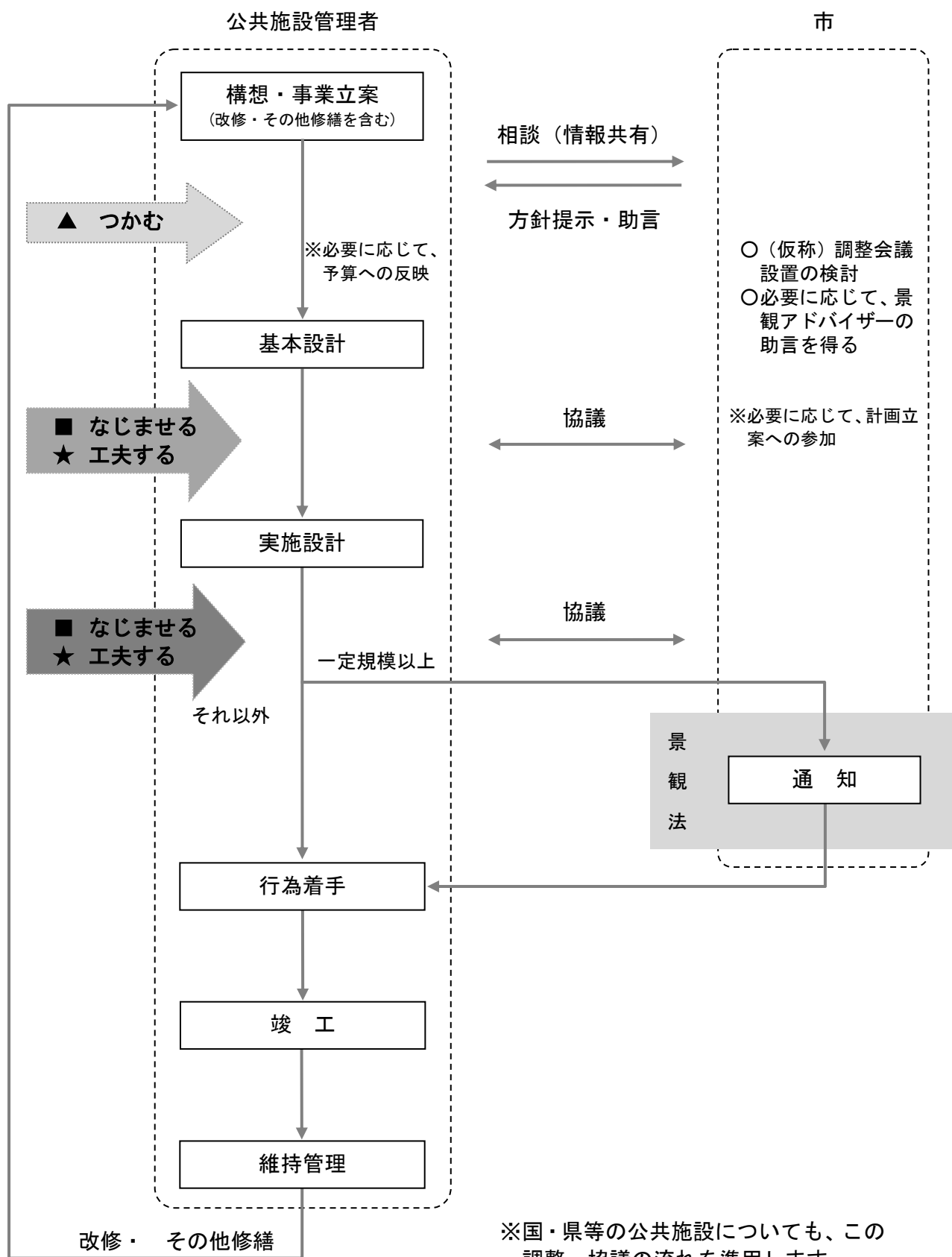
（2）基本設計・実施設計段階

- ◇基本設計では、建築物規模や内部のゾーニング、外観、また外構計画等の構想・事業立案時の基本的な内容を具現化する段階です。
- ◇実施設計では、工事実施に向け、建築物の素材、色彩などの形態意匠、設備等の工作物、周辺への景観配慮事項を詳細に検討する段階です。
- ◇構想・事業立案段階で把握した周辺の景観の特徴を念頭に、ステップ（■なじませる、★工夫する）に沿って計画をすすめます。

（3）維持管理、評価・検証

- ◇公共施設整備において、景観に配慮した公共施設を整備するだけでなく、公共施設の維持管理や改修計画も重要です。
- ◇公共施設整備後に事業評価を行い、評価結果を今後の公共施設整備に活かすことが重要です。また、その評価結果を公表し、良好な景観形成の必要性を啓発することも重要です。

図 公共施設の調整・協議等の流れ



3) 公共施設の景観配慮事項

(1) 共通要素の整備方針

各種公共施設における共通要素の整備方針を以下のように定めます。
ただし、法令で定めのあるもの、安全や維持管理上やむを得ない場合を除きます。

① 法面

現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。また、法面の覆工については、緑化による修景など周辺景観との調和に努める。

② 擁壁

自然素材の利用など意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

③ 護岸

生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。

④ 防護柵

防護柵としての機能を確保しつつ、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

⑤ 舗装

舗装としての性能及び安全で快適な走行性と歩行性を確保するとともに、視点位置によっては景観に大きく影響を与えるため、周辺景観に調和するような色彩、素材の使用に努める。また、着色舗装を施工する際は、色彩、素材、視認性及び経済性に配慮し、多様な工法から適正なものを選定し、周辺景観との調和に努める。

⑥ 無電柱化

歴史的・文化的地区や商店街、駅周辺、玄関口となる幹線道路沿線など、特に景観上の配慮が必要な場所では、無電柱化することにより、周辺景観との調和に努める。

⑦ 照明施設

周辺景観との調和を図るとともに、地域の状況に応じた照明方法の工夫や地域特性を活かした意匠及び色彩となるよう努める。

⑧ 緑化

緑化の目的を明確にし、地域の自然や文化の特性に配慮した上で、周辺景観に調和した適正な樹種の選択、配植デザイン、管理計画の策定・実施等に努める。

(2) 施設別の整備方針

各種公共事業における施設別の整備方針を以下のように定めます。
ただし、法令で定めのあるもの、安全や維持管理上やむを得ない場合を除きます。

① 道路

◇道路は、人々の往来や物流のため、また、都市や街区などの骨格を形成するための重要な公共空間であり、良好な都市景観の形成を先導する上で重要な役割をもっています。

◇このため、道路の整備にあたり、歴史性やにぎわいなど、沿道の地域特性に配慮し、また、古都景域と都市景域が連続、連携するまち並みの形成が重要です。

- ・街路樹や植栽帯を設置することで、連続性や潤いを感じる街路空間の創出に配慮する。
- ・防護柵や歩道橋等の道路付属物、舗装（滑り止め舗装、着色舗装なども含む）は安全性を確保するとともに、意匠・色彩・素材を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮する。
- ・沿道景観を引き立たせるストリートファニチャーは、歩道空間を阻害しないよう、配置、意匠、色彩等を工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。
- ・トンネルの坑口部は、周辺の地形になじむ構造及び形態とし、周辺景観との調和に配慮する。

② 橋梁

◇橋梁は、道路の交通を支えるのみではなく、地域のシンボルとして、また、地域を結ぶ場として地域住民に親しまれた重要な公共空間です。

◇このため、橋梁の整備にあたり、安全性や機能性を重視しつつ、歴史・文化などの地域性に配慮し、周辺景観と調和する工夫が必要です。

- ・橋梁や橋梁付属物（高欄、照明施設、舗装、排水施設等）の構造、形態意匠及び色彩は、周辺景観との調和や地域の特性に配慮し、過度の装飾を避けたシンプルなものとする。

③ 海岸

◇海岸は、自然環境としてだけでなく、史跡、景勝地、海水浴場などの歴史的・文化的な特性を持ち、また、漁業等の生活活動拠点として地域に深い関わりを持った景観形成上、重要な公共空間です。

◇このため、海岸の整備にあたり、歴史性やにぎわいなど沿岸部が持つ地域特性に配慮しながら、海岸景観形成への工夫が重要です。

- ・堤防・護岸は形態意匠、素材を工夫するなど、周辺景観との調和に配慮する。
- ・砂浜は、景観を含めて自然環境を構成する重要な要素であるため、できる限り保全に努め、周辺の自然景観との調和に努める。

④ 漁港

◇漁港は、漁業の拠点であり、地域の景観を形成する上で重要な公共施設です。

◇このため、漁港の整備にあたり、歴史など地域の特性を尊重し、安全性を考慮するとともに、周辺地域や海岸線などと一体的な都市景観形成が図れる工夫が重要となります。

- ・防波堤や護岸などは、意匠や色彩、素材を工夫し、周辺の景観に圧迫感や違和感を与えないよう水辺などの周辺景観との調和を図る。
- ・建築物は、形態意匠及び色彩等を工夫し、漁港の景観との調和に配慮する。

⑤ 河川

◇河川は、治水や利水の面から生活や文化などに深く関わりがあり、地域にうるおいと安らぎを与える貴重な自然資源として、地域の景観形成する上で重要な役割をもっています。

◇このため、河川の整備にあたり、河川沿いのビスタや沿岸の緑化、景観資源に配慮した緑豊かな親水空間の創出が重要です。

- ・河川沿いの歩道や護岸においては、緑の保全・創出など市民が身近に水辺を感じられるような周辺の景観との調和に配慮する。
- ・海浜部に近い河口などでは、海岸の整備に配慮し、河川景観の形成に努める。
- ・護岸や防護柵等の工作物は、構造や意匠、色彩や素材を工夫し、周辺景観との調和に配慮する。

⑥ 公園

◇公園は、市民に身近なコミュニティの場、災害時の避難場所や多様な生物の生息地として多岐にわたる役割をもっている公共施設です。また、同様の役割を持っている緑地も公園に含まれます。

◇このため、公園の整備にあたり、各種の役割を踏まえ歴史性や文化性、自然環境などの地域特性に配慮し、市民が愛着を感じることでできる魅力的な景観形成をすすめます。

- ・公園は立地、設置目的、利用形態、施設内容などの特性に応じ、利用と景観との調和に努める。また、地域の歴史や生活文化を活かし、個性的な景観形成に努める。
- ・周辺の植生や四季の移ろい、樹木、草花等の生長による景観の変化などを考慮した植栽計画に努める。
- ・照明や防護柵などの工作物は公園の緑を意識し色彩や素材に配慮する。
- ・道路からのビスタに配慮し、接道部などには透過性のある垣や柵等の設置に努める。
- ・駐車場は周辺からの見え方に配慮し、設置位置や緩衝帯を検討する。

⑦ 公共建築物

◇公共建築物は、庁舎を始め、学校施設や市民利用施設など地域の中心に立地している場合が多く、地域住民や市民の生活と深いかかわりを持っていると共に、地域の景観形成の手本として重要な役割をもっています。

◇このため、立地特性を十分に踏まえた施設計画とし、鎌倉の顔に相応しい格調ある魅力的なデザインをめざすことが重要です。

- ・景観資源類型別また土地利用類型別の景観形成方針と基準に基づき、計画する。
- ・周辺景観との調和に配慮し、地域に開かれた施設配置にする。
- ・地域の歴史や文化を活かしたデザインとし、全体的にまとまりの感じられるものとする。
- ・駐車場は周辺からの見え方に配慮し、設置位置や緩衝帯を検討する。
- ・外構は、建築物と調和するよう工夫する。また、快適で開放的な空間を創出するよう周辺との連続性に配慮した計画にする。

6 - 2. 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

1) 景観重要公共施設の指定等

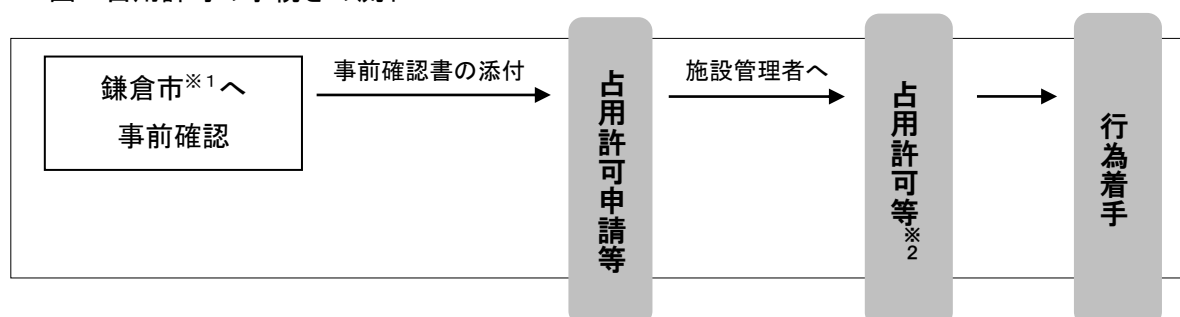
- ◇都市の骨格を構成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、都市公園等）を景観重要公共施設に指定し、その整備に関する事項と占用許可等の基準を定めます。
- ◇景観重要公共施設の整備においては、6 - 1 - 2) の流れを準用し、次に示す事項に基づき設計・施工することとします。
- ◇占用許可等が必要な物件は、景観重要公共施設の占用許可等の基準に適合することが必要です。
このため、県管理の公共施設の占用許可申請等を行うにあたっては、事前に市の確認を受けてください。
- ◇また、景観重要公共施設の周辺では、施設の整備方針と一体となった建築物や工作物となるよう景観への配慮を求めます。

表 景観重要公共施設の名称・対象

名称	対象
海浜ベルト	国道 134 号※ 鎌倉海岸（腰越海岸から材木座海岸まで、地先公有水面を含む）※ 鎌倉海浜公園 腰越漁港
若宮大路ベルト	県道 21 号（県道横浜鎌倉：雪ノ下二丁目から由比ガ浜四丁目）※
北鎌倉ベルト	県道 21 号（県道横浜鎌倉：小袋谷二丁目から雪ノ下二丁目）※ 県道 302 号（県道小袋谷藤沢：岡本二丁目から小袋谷二丁目）※
柏尾川ベルト	柏尾川※

※は、県管理の公共施設

図 占用許可の手続きの流れ



- ※1 景観重要公共施設において占用許可を受けようとする場合には、許可申請の前に鎌倉市都市景観課の事前確認が必要です。
- ※2 景観重要公共施設の占用許可等を受けた行為は、景観計画区域（特定地区を含む）内の行為届出は適用除外となります。

2) 景観重要公共施設別の整備方針及び占用許可基準等

(1) 海浜ベルト

① 景観重要公共施設の対象

国道 134 号

鎌倉海岸（腰越海岸から材木座海岸、地先公有水面を含む）

鎌倉海浜公園

腰越漁港

② 良好な都市景観形成のための施設整備に関する方針（景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ）

「古都の歴史と都市の魅力を体感する美しい海浜イメージの創出」

海浜は、鎌倉の個性を印象づける貴重な資源で、7 k m の長い海岸線は、古都景域と都市景域の景観の変化を感じさせる場所でもあります。旧別荘地や史跡が連なる海浜景観の保全・継承が求められる古都景域、住宅地や江ノ電沿線から江ノ島へ連続する新しい海浜イメージの創出が求められる都市景域、それぞれの地域特性を活かした都市景観の形成が求められます。このため、海浜ベルトでは「古都の歴史と都市の魅力を体感する美しい海浜イメージの創出」を景観形成のテーマとし、公共施設の整備にあたっては次に掲げる事項に積極的に取り組むとともに、土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に配慮します。

方針 1：美しい海浜景観の保全と創造

施設整備にあたっては、周辺の海浜や斜面緑地などの自然環境との調和に配慮した規模、意匠、素材、色彩となるよう努めます。ただし、道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全や維持管理上やむを得ない場合を除く。

- ・工作物の設置にあたっては、自然素材の使用に努める。
- ・その他の素材の使用にあたっては、彩度 6 を超える色彩を使用しない。
信号柱等の線的な工作物の色彩は、以下を使用する。
小動（小動交差点）より東はダークブラウン（10 Y R 2.0 / 1.0）
小動（ 〃 ）より西はオフホワイト（10 Y R 8.5 / 0.5）程度
防護柵等の面的な工作物の色彩は、以下を使用する。
小動（小動交差点）より東はグレーベージュ（10 Y R 6.0 / 1.0）
小動（ 〃 ）より西はオフホワイト（10 Y R 8.5 / 0.5）程度
- ・素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。

方針 2：海浜の地域性を際立たせた連続景観・車窓景観の創出

施設整備にあたっては、地域特性を活かしながら、景観の連続性にも配慮します。

- ・沿道景観を引き立たせるストリートファニチャーのデザイン的な配慮（透過性の高いものの使用等）
- ・道路のビスタに配慮
- ・公園、斜面緑地、沿道の住宅と一体となった緑化の推進・適正な維持管理

方針 3：海辺の歴史と自然が融和した原風景の継承

施設整備にあたっては、点在する歴史的、景観的資源の保全とともに、それらを際立たせる工夫をします。また、隣接市からの見え方も含め、豊かな自然環境が創り出している優れた眺

望景観の保全に配慮します。

- ・ 史跡等の歴史的資源の保全と活用
- ・ 故事・伝承など地域固有の文化や歴史の継承
- ・ 眺望点からの眺望に配慮
- ・ 眺望点の整備

方針４：賑わいのある明るい海浜景観の創出

ポケットパークやベンチの整備、サイン計画の充実に取り組みます。また、公共施設間相互の調整により、魅力的な空間創出に配慮します。

- ・ 屋外広告物の適正な規制・誘導
- ・ 美しい公共サインの整備
- ・ 公共施設間相互の調整による魅力的なオープンスペースの創出

③ 良好な都市景観形成のための施設別占用許可基準等（景観法第８条第２項第４号ハ）

（ⅰ）景観重要公共施設の占用の考え方

景観重要公共施設の占用許可を受けるにあたり、工作物等を設置する場合は、周辺のまち並みと調和するよう土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に配慮することとします。

（ⅱ）景観重要公共施設の占用許可等の基準

占用許可等の基準を以下に定めます。なお、景観計画が策定された際、既に存する工作物等、又は地中に埋設するもの、工事に必要な仮設の工作物（仮囲いや足場）等で、周辺の景観形成に影響のない工作物等はこの限りではありません。

□景観重要道路における道路法第３２条第１項又は第３項の許可の基準

- ・ 工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度６を超える色彩を使用しないものとする。
- ・ 特に電柱等の線的な工作物の色彩は、以下のとおりとする。
 - 小動（小動交差点）より東はダークブラウン（10Y R2.0／1.0）
 - 小動（ 〃 ）より西はオフホワイト（10Y R8.5／0.5）程度
- ・ また、小動より西の電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、グレーベージュ（10Y R6.0／1.0）程度とする。

□景観重要海岸における海岸法第７条第１項の許可の基準

- ・ 工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度６を超える色彩を使用しないものとする。
- ・ 特に電柱等の線的な工作物の色彩は、以下のとおりとする。
 - 小動（小動交差点）より東はダークブラウン（10Y R2.0／1.0）
 - 小動（ 〃 ）より西はオフホワイト（10Y R8.5／0.5）程度
- ・ 建築物の高さは屋外広告物（看板）を含め６.０メートル以下とする。
- ・ 建築物は平屋建てとする。
- ・ 建築物の基調色はR，Y R，Y系の色彩は彩度６以下とし、その他の色彩は彩度４以下とする。

□景観重要公園における都市公園法第５条第１項又は第６条第１項若しくは第３項の許可の基準

- ・ 工作物の設置は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、アイストップとなる場所など景観上重要な場所には設置しないものとする。

- ・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度 6 を超える色彩を使用しないものとする。
- ・特に電柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン（10Y R2.0/1.0）とする。
- ・また、自動販売機の色彩については、清涼飲料自販機協議会推奨の色彩（5 Y7.5/1.5）とする。

□景観重要漁港における漁港漁場整備法第 39 条第 1 項の許可の基準

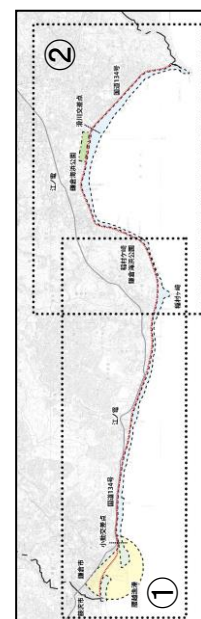
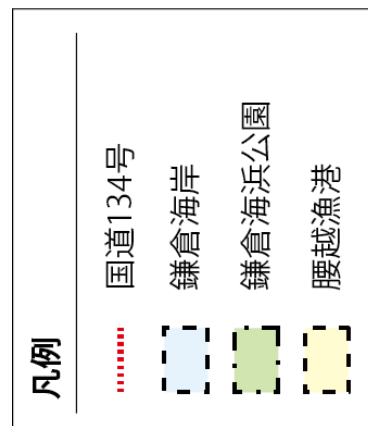
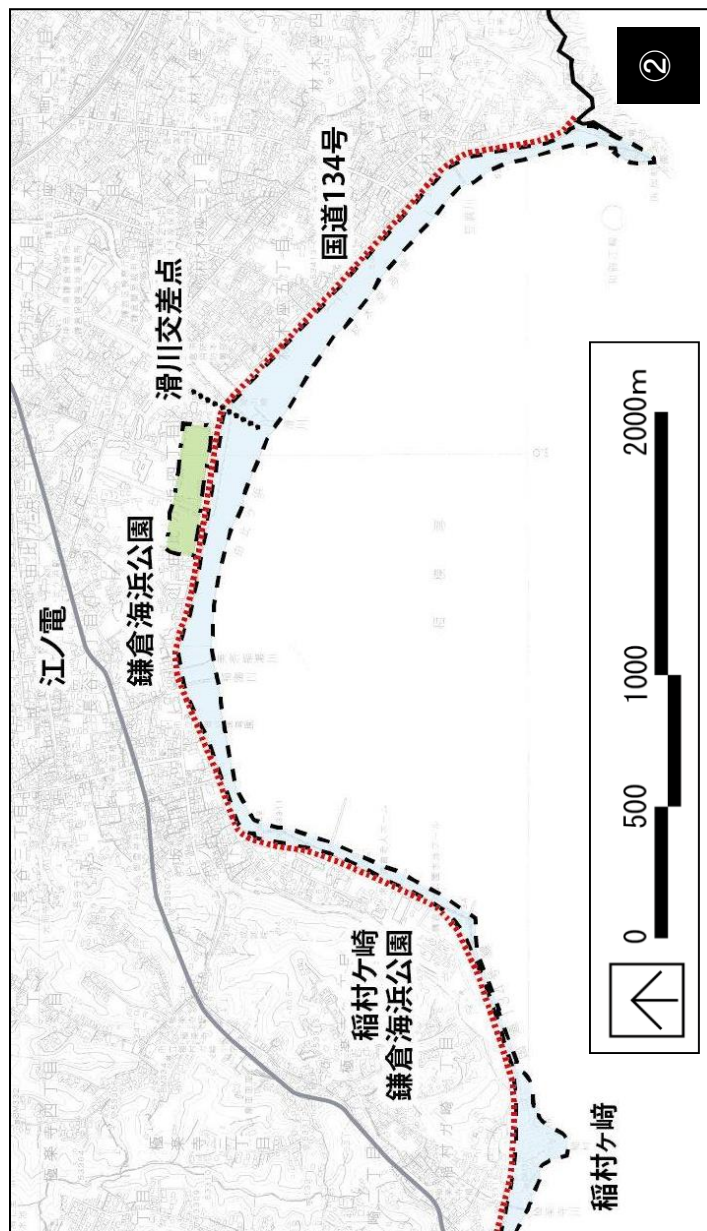
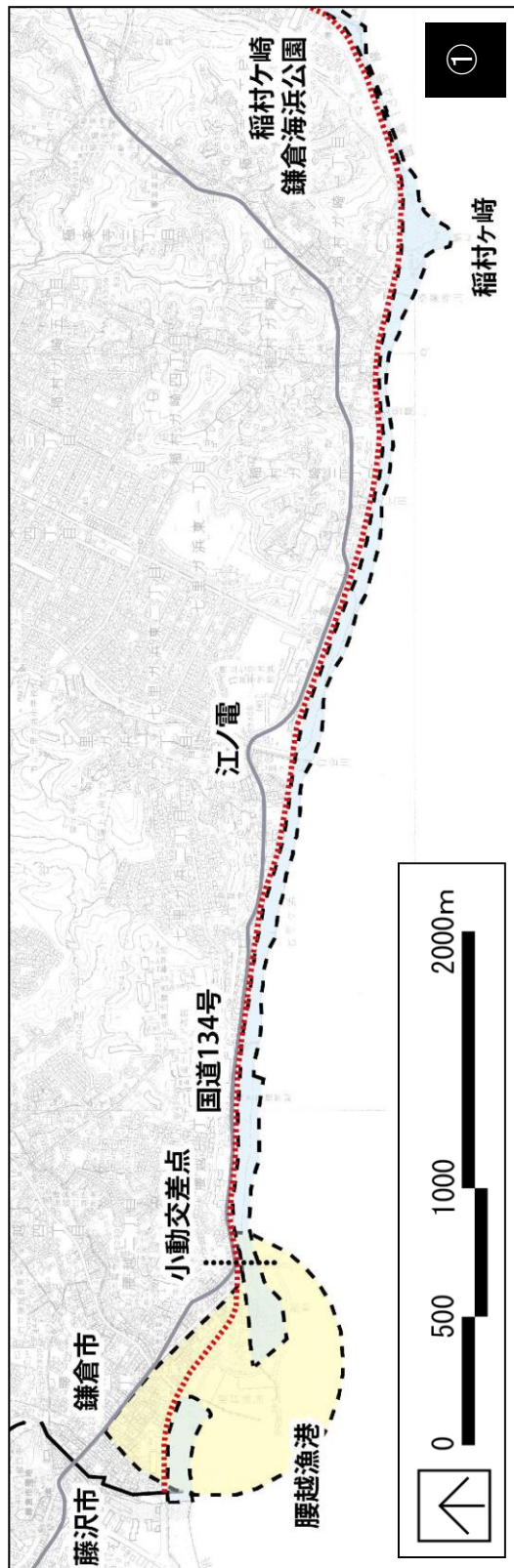
- ・工作物の設置は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、アイストップとなる場所など景観上重要な場所には設置しないものとする。
- ・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度 6 を超える色彩を使用しないものとする。特に電柱等の線的な工作物の色彩は、周辺の景観に配慮し、オフホワイト（10Y R8.5/0.5）程度、若しくはダークブラウン（10Y R2.0/1.0）を選択する。自動販売機の色彩については、清涼飲料自販機協議会推奨の色彩（5 Y7.5/1.5）とする。
- ・建築物の高さは屋外広告物（看板）を含め 6.0 メートル以下とする。
- ・建築物は平屋建てとする。
- ・建築物の基調色は R, Y R, Y 系の色彩は彩度 6 以下とし、その他の色彩は彩度 4 以下とする。

④ 景観重要公共施設周辺の景観配慮事項

◇海浜ベルトに面する敷地等では、景観重要公共施設の整備と一体となった建築物及び工作物となるよう、土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に加え、次の各点への配慮を求めます。

配慮項目	配慮内容
形態意匠	○鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区や坂ノ下地区、滑川交差点などの眺望点からみて、背景の稜線を超えない規模とするとともに、周辺の海浜と調和し、まち並みから規模、形態意匠が突出しないようにすること。 ○海浜の開放感を確保し、国道 134 号、江ノ電からの連続景観を創出するため、次の事項に十分配慮すること。 ・勾配屋根の設置やパラペットのデザイン等によるリズムカルなスカイラインの形成 ・単調な大壁面を避け、適度な分節によるリズム感のあるファサードの形態・意匠 ・バルコニーなどは建築物と一体的なデザインとし、敷き際からセットバックするなど周辺のまち並みと調和した規模・形態
屋上工作物等	○屋上工作物、ペントハウス等は原則として設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、眺望点や国道 134 号などから直接見えない位置とするか目隠し等により修景すること。
緑化	○海浜ベルトに対して空地を確保し、クロマツなどの湘南の海浜風致になじむ樹種により敷地内を緑化すること。
自動販売機	○自動販売機の色彩については、清涼飲料自販機協議会推奨の色彩（5 Y 7.5/1.5）とすること。

景観重要公共施設位置図（海浜ベルト）



(2) 若宮大路ベルト

① 景観重要公共施設の対象

若宮大路 県道 21 号（県道横浜鎌倉：雪ノ下二丁目から由比ガ浜四丁目）

② 良好な都市景観形成のための施設整備に関する方針（景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ）

「若宮大路をシンボルとした歴史的都市美観の形成」

若宮大路は、中世より鎌倉の都市軸として、市民や来訪者に親しまれてきた鎌倉の顔ともいえるシンボルロードです。若宮大路は古都景観地域の歴史的都市美観の形成をすすめていくうえでの核として、シンボル性を高めながら歴史や文化の感じられる風格のある整備が求められます。このため、「若宮大路をシンボルとした歴史的都市美観の形成」を景観形成のテーマとし、公共施設の整備にあたっては次に掲げる事項に積極的に取り組むとともに土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成の方針と基準も含む）への適合に配慮します。

方針 1：歴史的景観資源の保全・創出

施設整備にあたっては、段葛や鳥居など点在する歴史的資源の保全とともに、それらを際立たせる工夫をします。

- ・ 史跡等の歴史的資源の保全と活用
- ・ 故事・伝承など地域固有の文化や歴史の継承
- ・ 街路樹の適正な維持管理
- ・ 松並木の保全

方針 2：歴史的景観に配慮した参道空間の形成

施設整備にあたっては、沿道の歴史的景観との調和に配慮した、規模、意匠、素材、色彩となるよう努めます。ただし、道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全や維持管理上やむを得ない場合を除く。

- ・ 現在の道路景観の維持向上に努める。
- ・ 舗装（歩道）及び、ボラード#等の道路構造物は自然素材（御影石）の使用に努める。
- ・ その他の素材の使用にあたっては、色彩は以下のとおりとする（舗装を除く地上工作物）。
 - 二の鳥居より北側：グレイッシュグリーン（5 G6.0/2.0）
 - 二の鳥居より南側：ダークブラウン（10 YR2.0/1.0）
- ・ 素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。
- ・ ストリートファニチャーのデザインに配慮する。

方針 3：魅力的な道路空間の創出

ポケットパークやベンチの整備、サイン計画の充実により、歩いて楽しい道路空間の創出に取り組みます。また、適正な維持管理により魅力的な道路空間の維持に努めます。

- ・ 道路のビスタに配慮
- ・ 美しい公共サインの整備
- ・ 公共建築物、公園等と一体的なオープンスペースの創出
- ・ 道路緑化の推進
- ・ 沿道住民等との協働による適正な維持管理

③ 良好な都市景観形成のための施設別占用許可基準等（景観法第8条第2項第4号ハ）

（ⅰ）景観重要公共施設の占用の考え方

景観重要公共施設の占用許可を受けるにあたり、工作物等を設置する場合は、周辺のまち並みと調和するよう土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に配慮することとします。

（ⅱ）景観重要公共施設の占用許可等の基準

占用許可の基準を以下に定めます。なお、景観計画が策定された際、既に存する工作物等、又は地中に埋設するもの、工事に必要な仮設の工作物（仮囲いや足場）等で周辺の景観形成に影響のない工作物等はこの限りではありません。

□景観重要道路における道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

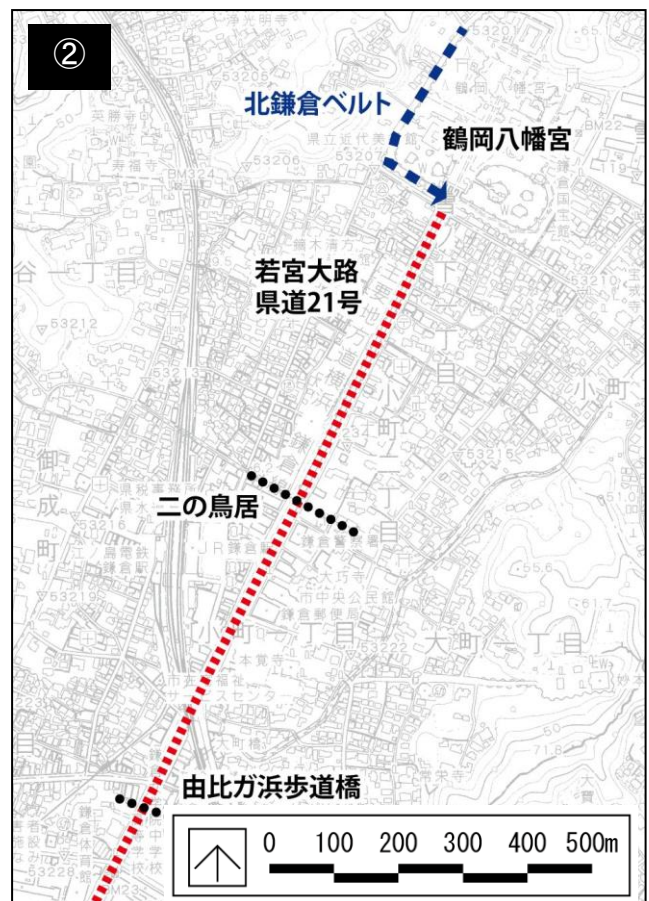
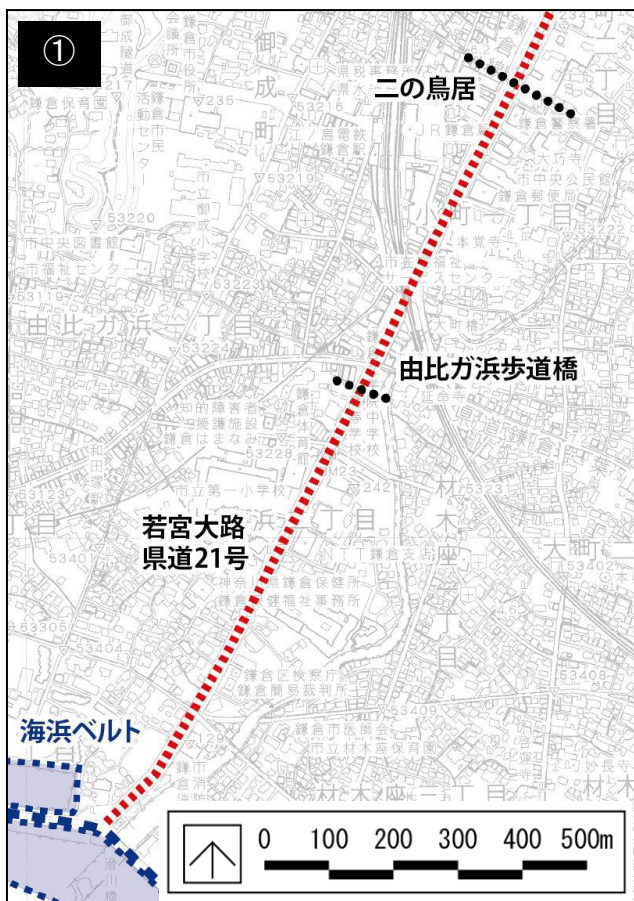
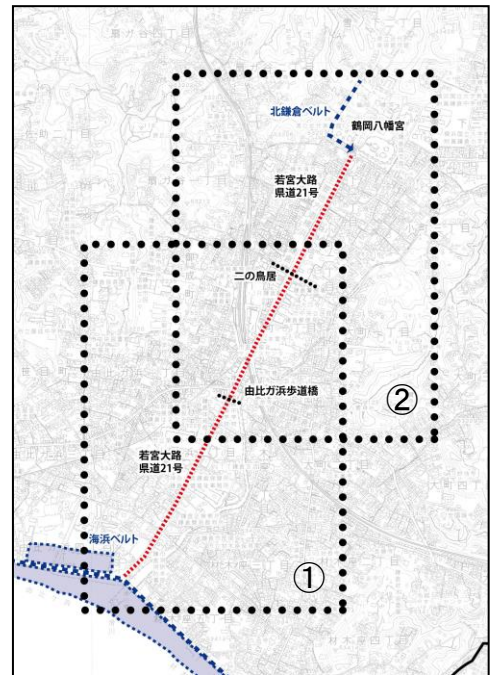
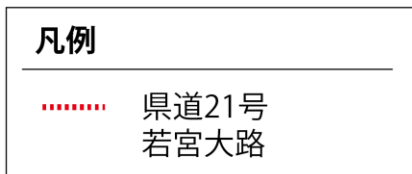
- ・工作物の形態意匠は、周辺の歴史的環境との調和に配慮し、色彩は以下のとおりとする。
 - 二の鳥居より北側：グレイッシュグリーン（5 G 6.0/2.0）
 - 二の鳥居より南側：ダークブラウン（10 Y R 2.0/1.0）

④ 景観重要公共施設周辺の景観配慮事項

◇若宮大路ベルトに面する敷地等では、景観重要公共施設の整備と一体となった建築物や工作物等となるよう、土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に加え、次の各点への配慮を求めます。

配慮項目	配慮内容
形態意匠	○鶴岡八幡宮や由比ガ浜歩道橋などの眺望点からみて、背景の稜線を超えない規模とするとともに、周辺のまち並みから規模、形態意匠が突出しないようにすること。 ○市街地を取り囲む歴史的風土と美しく調和し、既に形成されているスカイラインを継承した規模、形態とすること。 ○低層部は、歴史や文化の香りが楽しむことができる高質なデザインとし、賑わいの連続性を確保するとともに自然素材や伝統技法等を用いること。 ○ゆとりとうるおいが感じられる魅力的な空間を創出するため、次の事項に十分配慮すること。 ・低層部をセットバックし、前面道路と一体的な舗装などにより、若宮大路と一体となった空間の創出 ・低層部をショーウィンドウとするなど、賑わい空間の演出 ○軒やスカイライン、軒高、外観のデザインのゆるやかな協調により、まち並みや通りのビスタの魅力を高めること ○建物の色彩は高明度低彩度とすること。
屋上工作物等	○屋上工作物、ペントハウス等は原則として設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、眺望点や若宮大路から直接見えない位置とするか目隠し等により修景すること。
緑化	○敷地内を緑化すること。また、隣地との関係を考慮し、必要に応じて効果的な緑化をすること。
自動販売機	○自動販売機の色彩については、清涼飲料自販機協議会推奨の色彩（5 Y 7.5/1.5）とする。

景観重要公共施設位置図（若宮大路ベルト）



(3) 北鎌倉ベルト

① 景観重要公共施設の対象

県道 21 号（県道横浜鎌倉：小袋谷二丁目から雪ノ下二丁目）

県道 302 号（県道小袋谷藤沢：岡本二丁目から小袋谷二丁目）

② 良好な都市景観形成のための施設整備に関する方針（景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ）

「歴史的景観と都市景観が連続・連携するまち並みの形成」

主要地方道横浜・鎌倉線は、古都景域と都市景域を結ぶ景観の変化を感じさせる道路です。歴史的、文化的史実に彩られた場所と、新しい顔を創造していく場所が相互に交流、連携していくことが求められるこの道路沿道では、「歴史的景観と都市景観が連続・連携するまち並みの形成」を景観形成のテーマとし、公共施設の整備にあたっては次に掲げる事項に積極的に取り組むとともに土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に配慮します。

方針 1：古都景域と都市景域の連続性に配慮した都市景観の形成

施設整備にあたっては、自然環境やまち並みの変化との調和に配慮します。

- ・美しい公共サインの整備
- ・ストリートファニチャー等のデザインへの配慮
- ・道路のビスタに配慮

方針 2：古都景域における歴史的環境・自然環境に調和した都市景観の形成

施設整備にあたっては、歴史的環境との調和に配慮した、規模、意匠、素材、色彩となるよう努めます。ただし、道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全や維持管理上やむを得ない場合を除く。

- ・史跡等の歴史的資源の保全と活用
- ・故事・伝承など地域固有の文化や歴史の継承
- ・工作物の設置にあたっては自然素材の使用に努める。
- ・その他の素材の使用にあたっては彩度 6 を超える色彩を使用せず、特に下記の工作物の色彩は、以下のとおりとする。

防護柵等の面的な工作物：グレーベージュ（10Y R6.0/1.0）

信号柱等の線的な工作物：ダークブラウン（10Y R2.0/1.0）

- ・素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。
- ・公共建築物、公園等と一体的なオープンスペースの確保
- ・道路緑化の推進に努める。
- ・沿道住民等との協働による適正な維持管理

方針 3：都市景域における街道筋にふさわしい都市景観の形成

施設整備にあたっては、背景となる山並み、ヒューマンスケールのまち並みと調和した、規模、意匠、素材、色彩となるよう努めます。ただし、道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全や維持管理上やむを得ない場合を除く。

- ・工作物の設置にあたっては自然素材の使用に努める。
- ・その他の素材の使用にあたっては彩度 6 を超える色彩を使用せず、原則として景観配慮色（景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン）を使用する。
- ・素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。

- ・公共建築物、公園等と一体的なオープンスペースの確保
- ・道路緑化の推進に努める。
- ・沿道住民等との協働による適正な維持管理
- ・屋外広告物の適正な規制・誘導

③ 良好な都市景観形成のための施設別占用許可基準等（景観法第8条第2項第4号ハ）

（ⅰ）景観重要公共施設の占用の考え方

景観重要公共施設の占用許可を受けるにあたり、工作物等を設置する場合は、周辺のまち並みと調和するよう土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に配慮することとします。

（ⅱ）景観重要公共施設の占用許可等の基準

占用許可の基準を以下に定めます。なお、景観計画が策定された際、既に存する工作物等、又は地中に埋設するもの、工事に必要な仮設の工作物（仮囲いや足場）等で周辺の景観形成に影響のない工作物等はこの限りではありません。

□景観重要道路における道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

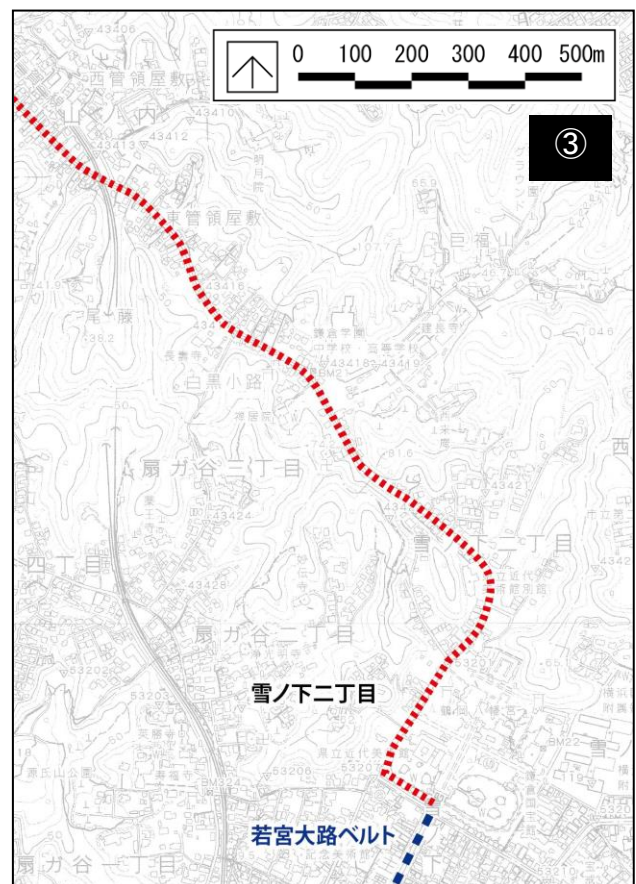
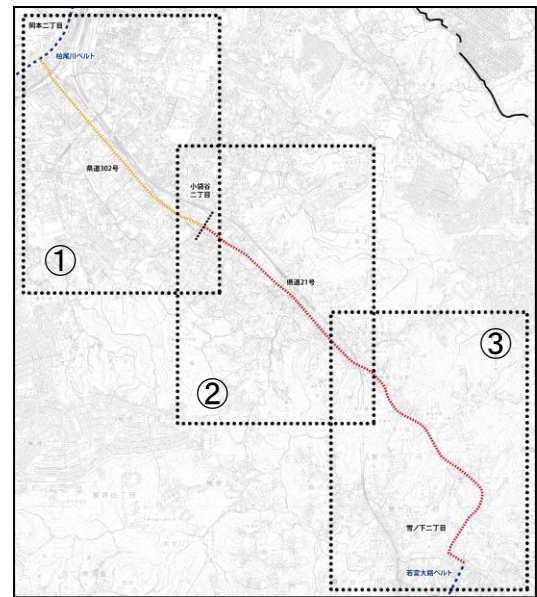
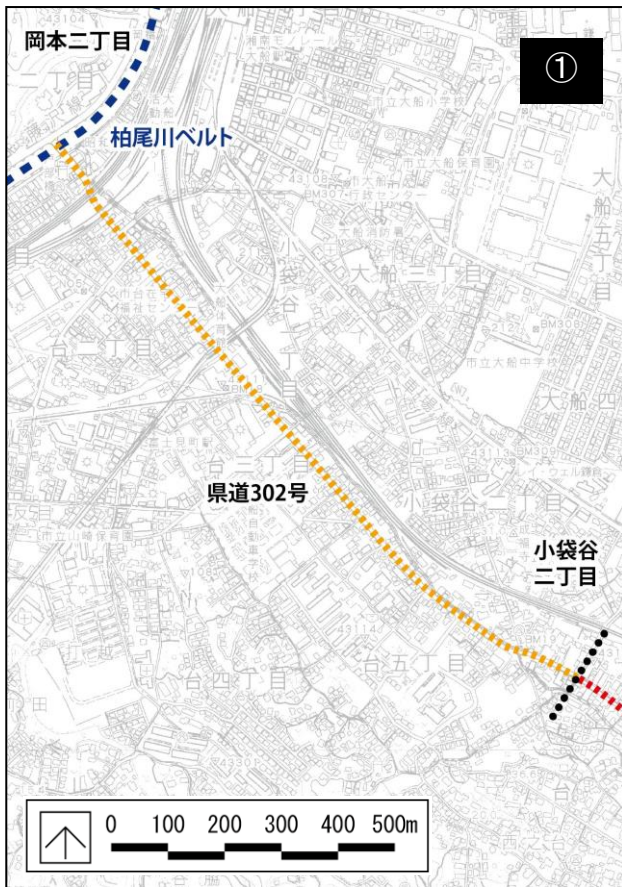
- ・工作物の形態意匠は、周辺景観との調和に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しないものとする。特に古都景域に設置する電柱の色彩はダークブラウン（10Y R2.0/1.0）とする。

④ 景観重要公共施設周辺の景観配慮事項

◇北鎌倉ベルトに面する敷地等では、景観重要公共施設の整備と一体となった建築物等となるよう、土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に加え、次の各点への配慮を求めます。

配慮項目	配慮内容
形態意匠	○六国見山入口や大船観音などの眺望点からみて、背景の稜線を超えない規模とすること。 ○鎌倉らしさを象徴する社寺や背景の山並み、周辺のまち並みと調和し、既に形成されているスカイラインを継承した規模、形態とすること。 ○ゆとりといるおいが感じられる魅力的な空間を創出するため、次の事項に十分配慮すること。 ・低層部をセットバックし、前面道路と一体的な舗装などによる空間の創出 ・低層部をショーウィンドウとするなど、賑わい空間の演出 ・低層部における緑の空間の導入や伝統的な意匠のしつらえ ○軒や庇、軒高、外観のデザインのゆるやかな協調により、まち並みや通りのビスタの魅力を高めること。
屋上工作物等	○屋上工作物、ペントハウス等は原則として設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、眺望点や北鎌倉ベルトから直接見えない位置とするか目隠し等により修景すること。
緑化	○敷地内を緑化すること。また、隣地との関係を考慮し、必要に応じて効果的な緑化をすること。
自動販売機	○自動販売機の色彩については、清涼飲料自販機協議会推奨の色彩（5 Y 7.5/1.5）とすること。

景観重要公共施設位置図：（北鎌倉ベルト）



(4) 柏尾川ベルト

① 景観重要公共施設の対象

柏尾川

② 良好な都市景観形成のための施設整備に関する方針（景観法第8条第2項第4号ロ）

「水を活かした魅力的な市街地景観の形成」

鎌倉を代表する河川であるとともに、大船と深沢の2つの拠点を結ぶベルトとして、魅力的な都市景観の形成が求められる柏尾川沿岸では、「水を活かした魅力的な市街地景観の形成」を景観形成のテーマとし、公共施設の整備にあたっては次に掲げる事項に積極的に取り組むとともに土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に配慮します。

方針1：水を活かした魅力的な空間創出

施設整備にあたっては、沿岸の緑化やスポット的な親水空間の創出を図るなど景観軸として河川を活かした魅力ある空間創出をすすめます。ただし、標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全や維持管理上やむを得ない場合を除く。

- ・工作物の設置にあたっては自然素材の使用に努める。
- ・その他の素材の使用にあたっては彩度6を超える色彩を使用せず、原則として景観配慮色（景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン）を使用する。
- ・素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。
- ・河川沿いのビスタや斜面緑地への眺望の保全

方針2：公共施設等と一体的な都市景観の形成

施設整備にあたっては、隣接する公共施設等と一体的な都市景観の形成に取り組み、周辺市街地の環境向上をめざします。

方針3：車窓景観に配慮した都市景観の形成

施設整備にあたっては、丘陵の緑を背景に、魅力的な河川景観が連続するようJR東海道本線や湘南モノレールからの車窓景観を大切にします。

- ・沿岸緑化の推進
- ・沿岸住民等との協働による適正な維持管理

③ 良好な都市景観形成のための施設別占用許可基準等（景観法第8条第2項第4号ハ）

(i) 景観重要公共施設の占用の考え方

景観重要公共施設の占用許可を受けるにあたり、工作物等を設置する場合は、周辺のまち並みと調和するよう土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に配慮することとします。

(ii) 景観重要公共施設の占用許可等の基準

占用許可等の基準を以下に定めます。なお、景観計画が策定された際、既に存する工作物等、又は地中に埋設するもの、工事に必要な仮設の工作物（仮囲いや足場）等で周辺の景観形成に影響のない工作物等はこの限りではありません。

ロ景観重要河川における河川法第24条又は第26条第1項の許可の基準

- ・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度6を

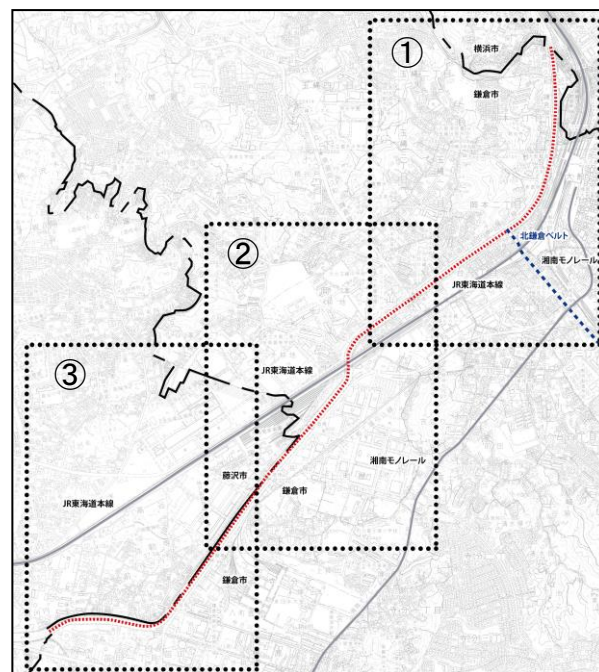
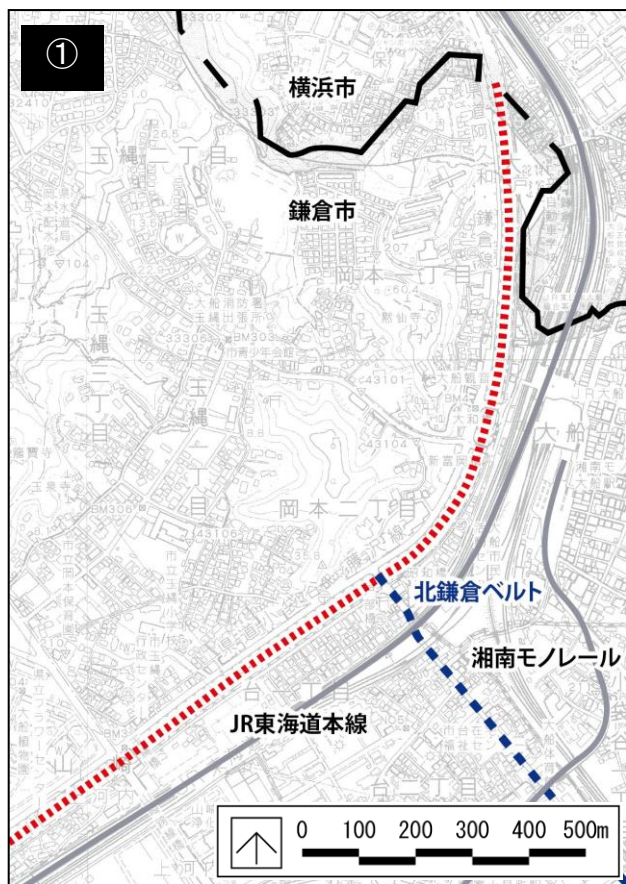
超える色彩を使用しないものとする。

④ 景観重要公共施設周辺の景観配慮事項

◇柏尾川ベルトに面する敷地等では、景観重要公共施設の整備と一体となった建築物及び工作物となるよう、土地利用類型別の景観形成方針と基準（特定地区内では、特定地区における景観形成方針と基準も含む）への適合に加え、次の各点への配慮を求めます。

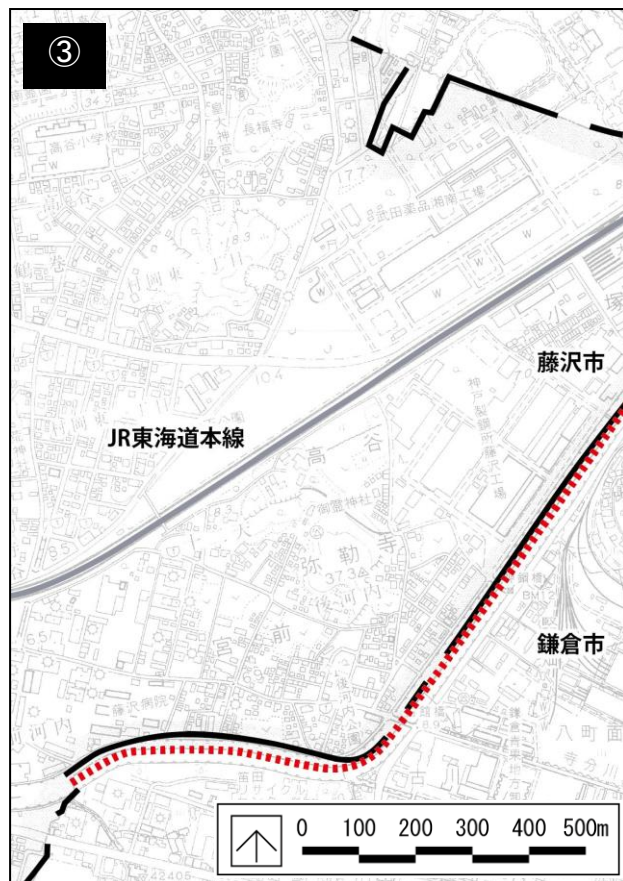
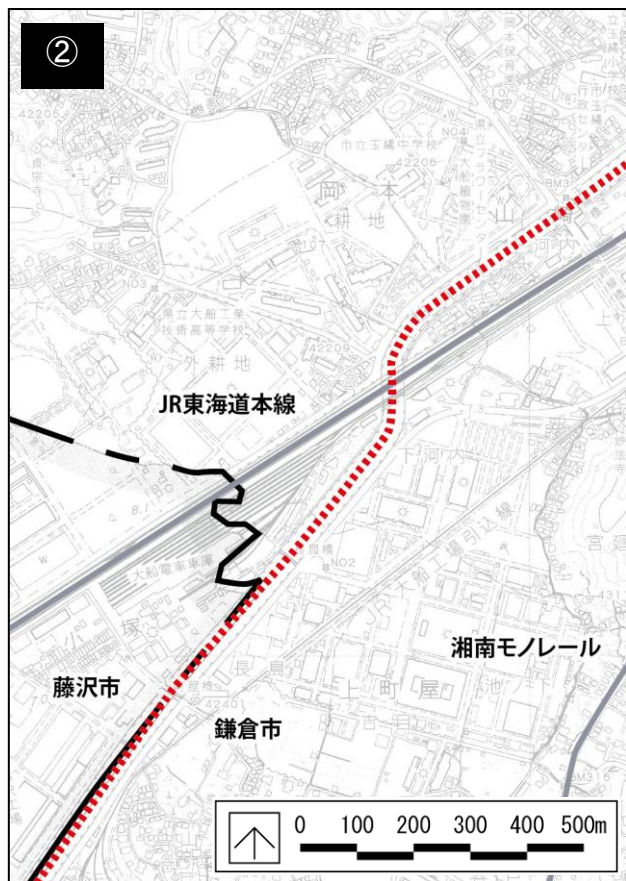
配慮項目	配慮内容
形態意匠	○大船観音や山崎跨線橋などの眺望点からみて、背景の稜線を超えたり、周辺のまち並みから突出したりしないような規模、形態意匠とすること。 ○親しみが感じられる外観となるよう、次の事項に十分配慮すること。 ・適度な分節化により、印象が穏やかなファサードの形成 ・河川や道路に面して威圧感のある意匠の露出を避ける
屋上工作物等	○屋上工作物、ペントハウス等は原則として設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、眺望点や柏尾川沿いの道路から直接見えない位置とするか目隠し等により修景すること。
緑化	○ゆとりが感じられる緑化空間を確保し、うるおいが感じられる空間を創出すること。 ○樹種の工夫により、四季が感じられるしつらえとする。 ○塀・垣は、植栽の内側に設置する。
工作物	○工作物の色彩はグレーベージュ（10Y R6.0／1.0）を使用すること。

景観重要公共施設位置図（柏尾川ベルト）



凡例

..... 柏尾川



6 - 3. 公共サインの景観誘導

1) 基本的な考え方

- ◇公共サインは人を誘導し、必要な情報を提供する等の基本的な機能を持ち、その情報や設置主体も多様であり、また、それら多様なサインの設置場所として駅前や交差点部といった動線や視線の集まる場所にニーズが集中するなど、規模の大小を問わず周辺景観への影響が大きいです。
- ◇また、公共サインの性格上、健常者ばかりでなく、高齢者や妊婦、視覚などの障害を持つ方、肢体が不自由な方、外国人など、情報が必要な方は多様であることを認識することが重要です。
- ◇そのため、公共サインについては、「設置方法（配置・規模）」、「表記方法やデザイン」、「情報の内容」等について配慮事項を定め、各設置・管理主体と共有し、美しく、利用しやすい公共サインの整備・管理をすすめていきます。
- ◇公共サインの整備にあたっては、6 - 1 - 2) 景観整備のすすめ方（手続きの流れ）（P157～158）を準用します。

2) 公共サインの役割と種類

◇公共サインは、次のような役割と種類に分類されます。

区分	内容	サインの種類
誘導や案内	・ 目的の場所まで分かりやすく誘導し、また、その場所を案内・説明する	○案内サイン ○誘導サイン ○位置サイン ○説明サイン
ルール等の表示	・ 交通標識や放置自転車や喫煙の禁止などの規制・警戒等のルールを示すもの	○規制サイン
掲示・公表機能	・ 行政として必要な内容を表示し、宣伝やPRなどを公表する	○広報サイン



案内サイン: 地図等により、ある範囲を案内するためのサイン。(例: 広域サイン、周辺サイン)



誘導サイン: 矢印等により、施設等の方向やルートを示すためのサイン。



位置サイン: 名称やピクトグラムにより施設等の位置を告知するためのサイン(例: 記名板)



説明サイン: 施設等の内容を説明するサイン。



規制サイン: 歩行者等の行動を規制するサイン。(例: 注意利用サイン)



広報サイン: 主に催しや生活情報の告知に用いるサイン(例: 掲示板)

3) 公共サインの配慮事項

◇公共サインの設置・改修にあたっては、設置の必要性を十分に吟味し、サインとしての基本的な機能を保持する事を前提とした上で、以下の諸点に配慮します。

(1) 共通配慮事項

① 公共施設や地域景観資源についての情報を簡潔に分かりやすく伝える

- ・利用者の目的に応じて、必要な情報を的確に表記します。
- ・サインのデザイン、色彩、素材等を統一的なものとし、視認性を高めます。

② 鎌倉の歴史性・文化性に配慮した配置や規模、デザインの採用

- ・限られた公共空間を大きく占有しないよう、控えめに設置していく事を基本とします。
- ・まち並みや市街地を取り囲む丘陵地等の歴史的風土に調和するとともに、効果的に情報を伝えるため、シンプルなデザインとします。
- ・山並みなどへの眺望や道路のビスタの保全に配慮した配置や規模とします。
- ・景観資源となる施設等の周辺では、それら資源の見えがかりを考慮し配置・規模を工夫します。

③ 安全で利用しやすいユニバーサルデザイン#の採用

- ・歩行者や自動車の安全性や快適性を考慮した配置や規模とします。
- ・多様な利用者を想定した表記内容やデザインとします。
- ・誘目性を考慮し、適切な大きさの文字や判読しやすい色彩等を選択します。

(2) 項目別配慮事項

表 項目別事項

配慮項目	配慮内容
設置方法 (配置・規模)	○配置 ・案内サインや説明サイン等は立ち止まってゆっくり確認できるスペースが確保される場所に掲出すること。 ・案内サインや誘導サインの表示面は、利用者の動線と正対する向きに掲出すること。 ・公共サインの存在は、交差点等から容易に視認でき、歩行者の円滑な移動や交通標識の視認を妨げない位置に配置すること。 ○数量等 ・公共サインが複数立地する場所では、可能な限りデザインの統一を図るなど集約・統合をすすめること。

配慮項目	配慮内容
表記方法	○文字の大きさ ・利用者の視認距離と移動速度を踏まえた判読に必要な大きさとする こと。 ○書体 ・スタンダードでわかりやすいものとし、角ゴシック体を基本とする こと。 ○ピクトグラム[#]（絵文字） ・JIS 案内用図記号を基本とし、独自のものや各施設が有するコーポ レートマークは控えること。 ○色彩 ・表記内容を容易に判読できるよう図色と地色の明度差を大きくし、 案内図等の図示は、見やすい色彩を基調とすること。 ○言語 ・日本語と英語の2言語表記を基本とし、広域案内サインや大きな誘 導サイン等では、中国語（簡体字）と韓国語の併記に努めること。
デザイン	○工作物 ・フレームやポール類は周辺の景観と調和した落ち着いたものとし、 特に地域で誘導サイン等が系統的に設置されている場合、そこで用 いられている色彩や素材に合わせること。 ○表示面 ・表示面の地色は周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・表示面での鮮やかな色彩の使用は伝えたい情報部分に集約し、ロゴ やピクトグラムの活用等により、情報の見やすさを工夫すること。 ・電光表示装置や動きのある表示形式の採用は慎重に検討し、限定的 な活用に留めるとともに、設置する場合は、せわしない動きや点滅、 けばけばしい映像等を使用せず、設置場所の景観に調和するよう十 分に配慮すること。 ・外光や照明の反射等により見えづらくなならないよう配慮すること。
情報の内容	・案内サインの地図は、「前方を上」を基本とし、広域案内サインは「北 を上」として表示すること。 ・案内サインには、現在地の住所や通り名称の記載など、利用者にとっ て有益な情報の併記に努めること。 ・誘導サインには、目的地までの距離を併記するとともに、現在地の住 所や通り名称の記載など、利用者にとって有益な情報の併記に努める こと。